

2026 年 8 月 24 日

広島修道大学

## 「令和 8 年熊本地震」及び「令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害」により 被災した広島修道大学学生に対する諸納付金の減免（全額免除）について

「令和 8 年熊本地震」及び「令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害」により被災された皆様に対し  
まして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本学では、災害救助法が適用された地域に居住し被災された方に対して、被災状況により授業料  
等諸納付金を減免する制度を設けております。減免申請を希望される方は、下記の要領に従って申請し  
てください。

### 記

#### 1. 対象者

本学の正規学生で、主たる家計支持者が災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかにより修学  
が著しく困難となった者を対象とする。

- (1) 主たる家計支持者（学資負担者）が死亡もしくは行方不明である場合
- (2) 主たる家計支持者（学資負担者）が 6 ヶ月以上の長期療養中もしくは重度の障害を負っている場合
- (3) 主たる家計支持者（学資負担者）が所有する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた場合
- (4) 主たる家計支持者の失業等により著しく収入が減少した場合

※主たる家計支持者とは、学生と生計を同じくし、主として家計を支え学資を負担している者で、  
原則として、本学に届け出ている保証人をいいます。

#### 2. 減免の内容

2026 年度後期及び 2027 年度前期諸納付金のうち、授業料（大学院生は在学料）、施設設備資金を**全額免除**  
する。

ただし、高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている（休・停止中を除く）場合は、同制度に  
よる減免額を差し引いた残額を免除する。

#### 3. 申請書類

- (1) 諸納付金減免申請書（所定用紙）
- (2) 主たる家計支持者（学資負担者）の収入に関する書類（源泉徴収票・所得証明書・確定申告書等の写し）
- (3) 被災により死亡したこと等を証明する書類（写し）（上記 1 の(1)に該当する方）
- (4) 医師の診断書（写し）（上記 1 の(2)に該当する方）
- (5) 被災証明書（写し）（上記 1 の(3)に該当する方）
- (6) 上記 1 の(4)に該当する場合は、学生センターまで必ずお問い合わせください。

#### 4. 提出期限

2026 年 9 月 30 日（水）

一部そろわない書類があるときは期限までに必ずご相談ください。

#### 5. 減免制度等の適用と他の奨学金との併用について

減免制度等の適用は、申請書類を確認のうえ決定します。適用者は、本学の経済支援奨学金、修学奨学金、同窓会奨学金、短期特別奨学金との併用はできません。

#### 6. その他

- (1) 状況に応じ、「広島修道大学学生にかかる弔慰金、災害見舞金等に関する取扱要領」に基づき災害見舞金を贈呈しますので、「災害見舞金口座振込依頼書」をあわせて提出してください。
- (2) 次の場合は、減免された金額について、減免を取り消し全額納付することになります。
  - ① 在学中に学則に定める処分を受けたとき
  - ② 申請書類に虚偽の申告をするなど、要件を満たさない出願をして減免を受けたことが判明したとき

#### 7. 問い合わせ先・申請書類送付先

広島修道大学学生センター

電話：082-830-1117

住所：〒731-3195 広島市安佐南区大塚東 1-1-1

以上